

# 文化財の匠プロジェクト 《概要》

令和3年12月24日 文部科学大臣決定

## 1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**(1) 修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備**と**(2) 計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

## 4. 重点的な取組内容

### (1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**  
： **5分野（R3）→25分野（R8）**
- 関係省庁との連携  
： 刑事施設と連携した原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（林野庁）等

### (2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術**保持者・保存団体の拡大**  
： **58人34団体（R3）→80人47団体（R8）**
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置**  
： **現状（110万円）に100万円を追加**
- 文化財の保存に関わる人材について、社会的認知を向上させる取組を検討
- 「**修理調査員（仮称）**」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化  
： **30人（R4）**
- 国立の「**文化財修理センター（仮称）**」の設置に向けた検討を順次推進  
： **調査研究（R4）→調査研究を踏まえた検討（R8）**

### (3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物（木造）	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数

建造物	維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品	概ね50～100年（材質による）
史跡等整備	概ね30年

- **防火・耐震対策の推進**  
： **防火：27件（R3）→147件（R8）**  
： **耐震：38件（R3）→169件（R8）** ※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- 寄付等も含めた文化財修理等に係る**多様な資金調達の促進**

## 5. さらなる対応策の検討

- 制度的措置を含めた対応策について、**審議会において引き続き検討**。
- 特に、入札契約制度や技術者の認定制度を含めた現行制度の見直し、用具や原材料等の安定確保、多様な資金調達を促進する仕組みを含めた持続可能な文化財保存の在り方について、**令和4年5月を目途に中間取りまとめ**、同年末までに成案を得る。